

# 裁判員制度10年

広島地裁リレーエッセー ④

## 刑事裁判と考古学 証拠に基づき真実導く

広島地裁判事 竹内 大明

高校生の頃、「神々の指紋」(グラハム・ハンコック著)という人類の古代史をテーマとした本を読み、そこに書かれていた大胆な見解に衝撃を受けました。それから考古学に興味を持ち、一時は考古学者になりたいとさえ思っていました。結局、考古学者の道は断念し、大学で考古学研究会というサークルに入って発掘を経験した程度で終わっていますが、今でも考古学への興味は尽きません。

考古学の魅力は何と云っても、遺跡や遺物から答えの見えない遠い過去に想像を巡らせることです。当たり前ですが、過去に起きた出来事は一つであっても、必ず答えがあります。ですが、遠い過去が目に見えて分かるわけではなく、まさに神のみぞ知る。遺跡や遺物から過去を推測するしかありません。

邪馬台国の場所を巡る有名な論争のように、多様な見解が提唱されることもありますし、ときには新しい遺跡や遺物の発見により、それまでの一般的な見解が間違っていたと判明するこ

たけうち・だimei 2002年に東京地裁判事補。金沢家裁判事補、東京地検検事、大阪地裁堺支部判事、宮崎地裁判事を経て、17年4月から広島地裁判事。北海道出身。40歳。



ともあります。それが答えの見えない過去を探る考古学の面白さであり、難しさでもあります。ところで、刑事裁判と考古学に何の関係があるのか?と思われるかもしれませんが、実は共通点があります。刑事裁判は、法廷に提出された書類や物、証言などの証拠に基づいて、検察官が主張する過去の犯罪事実である公訴事実があったと間違いないと認められるかどうかを考えます。つまり、証拠によって目には見えない過去を推測する、ということなのです。

考古学が扱う「遠い過去」と、刑事裁判のテーマとなる「近い過去」の違いはありますが、証拠から過去を推測していくという思考過程には共通性があるので

裁判員に選ばれた皆さまには、刑事裁判に参加していただくこととなります。犯罪が発生したとされる日時場所などでどのような出来事があったのか。裁判員と裁判官が話し合いを重ねて、結論に至ります。

裁判員の方から自分では考えつかなかった意見が出され、自分の見解を見直すことも多々あります。裁判員、裁判官がさまざまな意見を出して真実の正解に迫るのは、まさに刑事裁判、裁判員裁判の醍醐味です。裁判員に選ばれた方々には、ぜひこの醍醐味を実感していただければと思います。



数多くの法律書などが並んだ書架の前で資料を見る竹内裁判官